

申込み前に必ずお読みください。

電気供給サービス提供条件書 兼 重要事項説明書（高圧）

本書面は、電気事業法第2条の13第2項および同法第2条の14第1項の規定に基づき、最適でんき株式会社（以下「当社」といいます）とお客さまとの間で電気需給契約（以下「需給契約」といいます）を締結するにあたり、重要な事項および特にご確認いただきたい事項を説明するものです。本書面は需給契約の内容のすべてを記載しているものではありません。需給契約の詳細については「最適でんき 電気需給約款（高圧）」を必ずご確認ください。

電力供給約款・料金表掲載URL： https://saiteki-denki.com/yakkan	
小売電気事業者	最適でんき株式会社（小売電気事業者登録：A0825）
所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル9F
お問い合わせ	【電話番号】06-7652-0115【受付時間】年末年始を除く平日9：00～17：00 ※停電、緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします【ホームページURL】 https://saiteki-denki.com/

市場連動型料金に関する重要な注意事項

当社の電気料金プランは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場における約定価格により変動します。約定価格が安価な場合には電源料金が低下しますが、約定価格が上昇した場合には電源料金も上昇し、電気料金が高くなる場合があります。電源料金（市場価格）には上限がありません。

1. 需給契約の申込み

お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容をご確認・ご承諾のうえ、当社所定の申込書によりお申込みいただけます。

2. 契約年月日・供給地点特定番号

契約年月日および供給地点特定番号は、個別の需給契約により定めます。

3. 電気需給契約に係る料金

(1) 電気料金の構成

- 電気料金は、次の各費用の合計で構成されます。
- 託送料金（基本料金・従量料金）
- 電源料金（市場連動）
- 管理費
- 制度調整費
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- その他、約款に定める料金（予備送電サービス料金等）

(2) 託送料金（基本料金）

託送料金の基本料金は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく託送基本料金単価に契約電力を乗じ、力率割引・割増を適用して算定します。

力率は85%を基準とし1%上回る場合は基本料金を1%割引、1%下回る場合は基本料金を1%割増します。1か月の使用電力量が0kWhの場合、基本料金は半額とします。その場合力率の割引・割増は適用いたしません。

(3) 電力量料金

電力量料金は、次の費用を合算した単価に使用電力量を乗じて算定します。

① 電源料金（市場連動）

各エリアの30分ごとのJEPXスポット約定価格を用い、一般送配電事業者が定めるエリア損失率を考慮して算定します。市場価格に上限はありません。

② 託送従量料金

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく従量料金です

③ 管理費

管理費は、当社の電気供給サービスに関する運営費用です。管理費単価は、個別の電気供給サービス提供条件書に定め、原則として変更しません。

④ 制度調整費

容量拠出金等、電力供給に関連する制度変更または制度運用に起因して当社が負担する費用を調整するための費用です。電力使用量に応じて算定します。単価は原則として年度単位で見直します。見直しを行う場合は、当社ホームページおよびマイページ等により事前にお知らせします。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法に基づき国が定める単価を使用電力量に multiplying して算定します。賦課金単価は毎年度変更されます。

4. 供給設備に関する費用の負担

計量器および付属装置は、原則として一般送配電事業者が選定・所有し、その負担で設置します。お客さまの希望等により、特別な設備工事が必要となる場合は、お客さまに費用をご負担いただくことがあります。工事費負担金等が発生する場合は、原則として工事着手前に申し受け、工事完了後に精算します。

5. その他費用

次の場合には、約款に基づき費用をご負担いただきます。

- 延滞利息
- 契約超過金
- 契約電力の設定・増加後1年未満での変更または廃止に伴う精算
- 予備送電サービス料金（該当する場合）

6. 契約電力の決定方法

- 契約電力が500kW未満の場合
当月および過去11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします
- 契約電力が500kW以上の場合
使用する負荷設備および受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議により定めます

7. 使用電力量等の算定

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が設置する計量器により30分単位で計量します。料金の算定期間が1か月に満たない場合は、日割計算により算定します。

8. 契約期間

需給契約の契約期間は、料金適用開始日から原則として1年間とします。契約期間満了日の3か月前までに、お客さままたは当社から解約または条件変更の申し出がない場合、同一条件で1年ごとに更新されます。

9. 供給停止および免責

料金未払い等、約款に定める事由に該当した場合、電気の供給を停止することがあります。天災、一般送配電事業者の責に帰すべき事由、その他やむを得ない事情による供給停止について、当社は責任を負いません。

10. 承諾の限界およびその他

需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況等により、需給契約の申込みをお断りすることがあります。本書に記載の供給条件は、本約款に基づきます。本約款を変更する場合は、当社が適切と判断する方法によりお知らせします

11. お支払い

(1) 支払方法

お支払方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。

(2) お支払期日

支払い期日は、原則支払い義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、口座振替、クレジットカードで支払いの場合は当社の定める口座振替日、またはクレジットカード会社の定める決済日を支払期日といたします。

(3) 請求額のインターネットでの確認

毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

(4) 請求書発行手数料

請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料440円(税込)」が別途必要となります。

(5) 翌月請求分への合算

送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求が遅れる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。

(6) 延滞利息の請求

契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年3.0%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（660円(税込)）を合算して請求させていただくことがございます。

(7) 解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務（延滞利息、延滞通知、手数料等、その他この約款から生ずる金銭債務）を支払わない場合電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約金が発生します。

12. 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

【最適でんきプライバシーポリシー】 URL <https://saiteki-denki.com/privacy-policy>

13. その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- 供給開始日より一年未満の解約については、当社は、電力需要者に対し以下の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費をお支払いいたします。【契約電力×1月当たりの基本料金×有効期間の残存期間】

<最適よそくアプリ>

最適よそくアプリに申し込む場合、月額下記の利用料が発生いたします。その他の事項については当社HP上の最適よそくアプリ利用契約をご確認ください。

月額利用料（1供給地点につき）	990円
-----------------	------